



緊急通報システムと防災行政無線の戸別受信機について

自治体が緊急通報システムの配置に取り組むようになったのは、寝たきり老人や孤独死が問題となり一人暮らし高齢者の調査が始まった1960年代から始まり、現在では全国の9割の自治体が緊急通報システム事業を実施しています。



ところが、2022年12月からこの緊急通報装置の一部が使用できなくなるのであります。その理由は、世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則のスプリアス規格が変更されたことによって総務省は、2005年12月に無線設備規則を改正しました。実施は2022年12月1日としたからであります。

スプリアスとは、必要周波数帯の外側に発射される不要な電波のことをいいます。具体的には、小型無線機やワイヤレスマイクなど小電力の無線機器が対象となります。緊急通報システムでは、緊急を知らせるためのペンダント型押しボタンの通信が規制の対象となり更新が迫られているのであります。

県内のほとんどの自治体で実施されている、緊急通報システムは、市町村が行う高齢者等の日常的な見守り活動に欠かすことができない大変有効な事業であります。これが使えなくなると行政にとっても高齢者の見守りが困難になる事態となると予測されています。

また、本県では、災害対策でも同様に高齢者を含めた住民に対して、災害情報を受診する戸別受信機の配布を行うという事業が進んでいると思います。

現実には、見守りが必要な高齢者の自宅に、見守りのための緊急通報システムの受信機と防災のための戸別受信機の二台が並んで置いてあるということがあります。

国は、今後使えなくなる見守りの装置の予算措置は行っていません。しかし、緊急防災・減災事業については総務省が 2020 年度までに緊急防災・減災事業債を用意し戸別受信機等の配備ができるようにしています。

民間事業者は、スプリアス規格の変更を見越して高齢者の見守りと戸別受信機を一体化し、しかも見守る側との双方向で通信ができる機器を開発しています。例えば「あんしんライト」という機器などでは、日々の見守りのために使うためコールセンターとの双方の通信ができるようにしています。また、防災の面では行政からの情報伝達、J-ALERT、防災行政無線の受信が可能としています。災害の際も安否確認は双方向受信ができるために容易に確認ができるようになっています。

知事に何点か質問いたします。

まず、各市町村が緊急通報システムを使って高齢者の見守り事業を行っていますが、実施している市町村の数と、緊急通報装置の配置状況をお示してください。

また、防災のための戸別受信機の配置について現状をお示してください。

次に、高齢者や見守りを必要とする方の対策として、福祉と防災を一体として考えることが必要であると思います。高齢者等の見守りを所管する部署と防災を所管する部署と連携を図り、2022 年の問題を解消できるよう対応すべきと思いますが知事の見解をお聞きします。

【知事の答弁】

無線機器からの不必要な電波、いわゆる「スプリアス」を低減させ、電波利用環境の維持、向上等を図るため、国際会議において、スプリアス発射の強度の許容値に係る規格の改正が行われた。

これに伴い、市町村が設置している高齢者の見守りのための緊急通報装置や防災行政無線の戸別受信機については、令和 4 年 12 月以降、新しい規格に適合させる必要がある。

緊急通報装置の設置状況は、本年 3 月末現在で、60 市町村、約 1 万 4 千台となっている。

また、戸別受信機の設置状況は、本年2月1日現在で、39市町村、約9万台となっており、市町村において、新しい規格に適合するよう、順次対応しているところである。

県としては、市町村に対して、この改正により、令和4年11月までに、新しい規格に適合した機器を整備しなければならない旨、注意喚起していく。

なお、緊急通報装置や戸別受信機の整備に当たっては、様々な機能を持った機器があり、市町村において、その機能や費用対効果などを総合的に勘案し、おのおの、地域の実状に応じて、適切に判断されるよう助言していく。